

山元町議会議長 伊 藤 貞 悦 殿

議会運営委員会委員長 齋 藤 俊 夫

本会議参考人質疑における侮辱発言等に関する問責決議
上記の議案を、以下のとおり山元町議会会議規則第 1 3 条第 3 項により提出します。

(1 前文)

本議会は、令和 7 年 6 月 6 日の本会議において、岩佐孝子議員が大地の塔への「3000 万円のトイレ整備の再検討を求める陳情書」の参考人質疑の際に行った侮辱的な発言が、質疑の範囲を逸脱し参考人である石井里香さんの人格と名誉を不当に傷つけるものであり、議会の場に相応しくない不適切なものであったと認める。

(2 事案の経過と問題点)

当該発言については、議長から当該議員に対し嚴重注意が行われるとともに参考人への謝罪が促された。これを受けて、参考人からは議長に対し、健全な議論と適切な議会運営を求める所感と要望が示されるとともに、本会議場での名誉回復が求められている。

さらに、参考人が人権救済を申し出た仙台弁護士会人権擁護委員会からは、本議会に対し参考人の名誉回復を図るよう勧告がなされ、当該議員については、参考人に対して謝罪を行う意思があることを前提として、不処分（処分保留）とする旨の勧告が示されている。

しかしながら、当該発言から一年余を経過した令和 8 年 6 月 1 7 日、議長の仲介により当該議員は参考人に対し直接謝罪を行ったものの、参考人が求める文書での謝罪や陳情書署名人、町民、議会への謝罪をするには至っておらず、問題の解決は長期化している。

(3 議会としての姿勢と評価)

本会議における参考人質疑は、住民の代表機関である議会が公正かつ冷静な議論を行うための重要な機会であり、そこでの発言は、人格と人権への最大の配慮のもとに行われなければならない。

にもかかわらず、当該議員の当該発言は、このような議会人としての基本的責務を著しく欠き、参考人の名誉感情を深く傷つけるとともに、議会に対する町民の信頼を損なうものであったと言わざるを得ない。

以上の行為は、議会における発言の自由の範囲を逸脱し、山元町議会基本条例及び議会会議規則の趣旨に反し、議会人としての品位及び自制と良識を欠くものである。

本議会は、当該議員が参考人並びに陳情書署名人、町民に対する責任を真摯に自覚し、その不適切な発言を明確に認め、公の場での謝罪と名誉回復の措置を講じることが不可欠であると考える。

また、当該事案は、議員提案の「ハラスメント防止等に関する条例」を審議する議会の最中に発生したことを遺憾に思うとともに、仙台弁護士会人権擁護委員会からの勧告を重く受け止め、当該事案が人権侵害の問題として位置づけられていることを厳粛に受け止める。

さらに、当該議員は、議長からの度重なる注意を軽視し、参考人及び議会に対する速やかな謝罪を怠ったことは、議会人としての責任を自覚しているとは言い難く、議会内の規律と相互の信頼関係を損ない、円滑な議会運営を妨げるものであり、議会全体への不信を拡大させていると言わざるを得ない。

（４ 当該議員への決議事項）

以上の観点から、本議会は、当該議員に対し猛省を促すとともに、被害を受けた参考人などに対する信頼回復のため、下記のとおり決議する。

- 1 令和7年6月6日の本会議における参考人への侮辱発言を明確に認めるとともに、本会議において、参考人などに対し、当該発言によって名誉を傷つけ、議会への信頼を損なったことについて、自発的かつ良識ある真摯な対応に努めること。
- 2 本事案に関する仙台弁護士会人権擁護委員会の不処分（処分保留）内容を真摯に受け止め、二度と同様の人権侵害を繰り返さないよう深く自覚すること。
- 3 自らの発言を検証し、議会の品位保持及びハラスメント防止や人権擁護に関する研修等を自主的に受講するなど、具体的な再発防止に向けた行動をとるとともに、今後、議会人としての責務と人権擁護の理念を深く自覚し、同様の事態を招かないよう最大限の注意を払うこと。

（５ 参考人への名誉回復と再発防止）

- 1 本議会は、参考人が本会議の場において侮辱を受けた事実を重く受け止め、その名誉及び人格権が侵害されたことに対し、改めて深くお詫びを申し上げる。

合わせて、本会議で発生した事案については、本会議で対処するという参考人の要望を尊重し、本決議をもって本議会における公式な対応とするものである。

- 2 本議会は、本事案を教訓として、今後同様の事案を繰り返さないよう、議員各自が議会人としての倫理と規律の徹底を図り、発言内容及び発言態度について一層の自覚を持つことを求める。

また、参考人質疑を含む全ての審議において、町民の人格権及び人権を侵害することのないよう、議員に対するハラスメント防止及び人権尊重に関する研修の実施や、議会ハラスメント防止等に関する条例の見直し、陳情や請願を行う者に対する安全で尊厳あ

る発言環境の整備に努めるなど、再発防止に向けた具体的な制度・運用の改善に速やかに取り組む。

- 3 山元町議会は、議場における侮辱的発言を許さないという明確な姿勢を内外に示すとともに、今後も人権を尊重した開かれた議会運営を行うことを町民に対してここに表明する。

（6 結語）

以上決議する。